

令和2年11月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月26日(木) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 15名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 (欠席)	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 (欠席)	14番 (欠席)	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄(遅参)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 3名

10番 大川 勝利	13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元
-----------	-----------	-----------

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 上野 貴史

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 西出 政男

書記 伊藤 正則

書記 小林 一裕

6. 提出議案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第41号 現況証明願について

議案第42号 農用地利用集積計画の決定について

議案第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第8号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

7番 濱中 憲雄

8番 三寺 總左エ門

事務局長

令和2年11月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は10番 大川勝利委員、13番 伊藤宏実委員、14番 藤田一元委員から欠席の届出が出ております。また、17番 西端和雄委員から遅参の届出が出ています。只今の出席委員数は14名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に7番 濱中憲雄委員、8番 三寺總左エ門委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> では、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。

整理番号35番、申請地は丸岡町山崎三ヶ、田、876㎡です。譲渡人は丸岡町山崎三ヶ ○○さんです。譲受人は丸岡町山崎三ヶ ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は3,304アールです。

整理番号36番、申請地は坂井町下兵庫、畑、327㎡です。譲渡人は福井市乾徳2丁目 ○○さんから譲受人 坂井町下兵庫 ○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は72アールです。

整理番号37番、申請地は丸岡町川上、田、2筆、合計面積291.28㎡です。譲渡人は丸岡町下安田 ○○さんから譲受人 丸岡町川上 ○○さんに贈与により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は114アールです。

整理番号38番、申請地は三国町三国東六丁目、田、2筆、合計面積2,042㎡です。譲渡人は三国町滝谷三丁目 ○○さんから譲受人三国町滝谷二丁目 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は123アールです。

整理番号39番、申請地は丸岡町筑後清水、田、216㎡です。譲渡人は福井市下森田新町 ○○さんです。譲受人は丸岡町筑後清水 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は181アールです。

整理番号40番、申請地は三国町加戸、田、2筆、合計面積6,022㎡です。譲渡人は三国町加戸 ○○さんから譲受人 三国町加戸 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は847アールです。

整理番号41番、申請地は三国町野中、田、2筆、合計面積7,400㎡です。譲渡人は三国町野中 ○○さんから譲受人 三国町野中 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は338アールです。

整理番号 42 番、申請地は坂井町下関、田、1,064 m²です。譲渡人は坂井町下関 ○○さんから譲受人 坂井町下関 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 198 アールです。

整理番号 43 番、申請地は三国町加戸、田、496 m²ほか 7 筆、合計面積 15,555 m²です。譲渡人は三国町加戸 農事組合法人三国バイオ農場の構成員であります○○さんから譲受人 三国町加戸 こちらも三国バイオ農場の構成員であります○○さんに贈与により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 930 アールです。

整理番号 44 番、申請地は三国町加戸、畑、3 筆、合計面積 11,164 m²です。譲渡人は三国町加戸 ○○さんから譲受人 三国町加戸 三国バイオ農場の代表理事であります○○さんに贈与により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 930 アールです。

以上 10 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長

それではご意見を伺います。
ご意見、ございませんか。

議 長

無ければ、お諮りいたします。
議案第 39 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。
議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 40 号、農地法第 5 条の規定によります許可申請の意見審議について、今月は 6 件ございます。

整理番号 53 番、賃借権設定の案件でございます。借人は石川県金沢市広岡 2 丁目 熊谷・岩田地崎・関北陸新幹線、坂井高架橋特定建設工事共同企業体 代表者 (株)熊谷組 北陸支店、貸人は坂井町長屋 ○○さんほか 45 名です。場所は坂井町長屋・河和田・宮領の 3 地区に分かれています。所在は長屋、田、637 m²のうち 14.36 m²ほか 74 筆、合計面積 35,425.74 m²を一時転用するものです。こちらはすでに北陸新幹線工事を行っていますが、3 年間の一時転用期間の満了を迎えることから、再申請で 5 ヶ月の一時転用となっております。

続きまして、整理番号 54 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は春江町安沢 ○○さんと福井市栗森 2 丁目 ○○さん、貸人は春江町安沢 ○○さんです。申請地は春江町安沢、畑、425 m²です。目的は○○さんの住宅建築です。

続いて、整理番号 55 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は福井市定正町 ○○さん、貸人は春江町藤鷲塚 ○○さんです。申請地は春江町藤鷲塚、畑、333 m²です。目的は○○さんの住宅建築です。

続いて、整理番号 56 番、賃借権設定の案件でございます。借人は三国町池上 (株)レイトベースフクイ、貸人は三国町池上 ○○さんです。申請地は三国町池上、田、4,158 m²のうち 925.09 m²ほか 1 筆の合計面積 2,925.09 m²です。目的は乾燥調製施設・資材置場です。

続いて、整理番号 57 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は鯖江市幸町二丁目 ○○さんと春江町針原 ○○さんです。貸人は春江町針原 ○○さんです。申請地は春江町針原、畑、198 m²です。目的は住宅建築です。

最後は、整理番号 58 番、賃借権設定の案件でございます。借人は東京都千代田区二番町 (株)セブン-イレブン・ジャパン、貸人は春江町為国 ○○さんほか 1 名です。申請地は春江町為国 3 筆、合計面積は 714.83 m²のうち 639.53 m²です。目的は駐車場整備です。

以上 6 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

この案件につきまして、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号 53 番、55 番、56 番を 6 番 飛田委員、お願いします。

飛田委員

6 番、飛田です。整理番号 53 番は、3 年前に新幹線の工事が始まって、許可を得て行っている訳ですが、後 5 ヶ月の延長をしてもらいたいということで申請がありました。この件につきましては問題ないと思っております。

続きまして、整理番号 55 番、申請地は市道沿いの畑地でございます。現地は道路より 10 cm 低い状況ですが、そのまま住宅を建築する予定となっております。また、雨水排水についても図面のとおり処理されることから問題はないと思われま。ただ、隣接する北側の畑については、若干ですが日陰になることから隣接の土地所有者に前もって話をしておくことを伝えておきました。申請内容については問題ないと思っております。

続きまして、整理番号 56 番、ここは池上の丘陵地で一番高いところではないかと思ひます。申請地には作業場と牧草地置場を計画している案件です。敷地内の雨水排水計画につきまして、西側は L 型擁壁と U 字溝を布設して下流へ流す計画です。当申請に関しても、問題はないと思ひますので、よろしくをお願いします。

議 長

次に、整理番号 54 番、57 番、58 番を 5 番 清兼委員、お願いします。

清兼委員

5 番、清兼です。整理番号 54 番の案件は、申請地の北側の畑地では家庭菜園が作付けされていたことから、当農地が日陰になることを隣接の土地所有者に確認をとっていますかと尋ねたところ、了承を得ているとのことでした。上下水道の計画に関しても、雨水は西側の道路側溝へ排水する計画です。また、公共下水の公設柵も既に設けられている状況です。上水は南側に既設の水道メーターがあり、これを使用する計画です。隣接地との境界には現場打ちのコンクリートブロックを設け、雨水の流出を防ぐとのことでした。あとは住宅完成後に地目変更の手続きをお願いしてきました。

次に、整理番号 57 番の申請地は 3 種農地で転用が可能な農地です。申請地の北側の道路側溝は U 字側溝ですが、土砂が堆積してましたので除去をお願いしてきました。東側の農地との境界にはコンクリートブロック (5 段積み) 塀を設けて、畑への雨水の流出を防ぐとのことでした。

次に、整理番号 58 番の申請地は周囲がすべて宅地化された中に残された農地です。申請内容は駐車場整備で、周囲に農地はないことから致し方ないと考えます。以上です。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号 53 番の宮領地係につきまして、9 番 南出委員をお願いします。

南出委員

9 番、南出です。整理番号 53 番につきましては現地調査員の報告のとおりでございまして、新幹線上部工の工事用地として一時転用の期間が満了となり、5 ヶ月間の再申請となりますので何ら問題はございません。よろしくをお願いします。

議 長	次に、同じく整理番号 53 番の長屋・河和田地係を 13 番 伊藤宏実委員が欠席ですので、事務局よりお願いします。
事務局	それでは伊藤宏実委員からご意見を頂いておりますので、ご報告させていただきます。3 年間の一時転用が終了し、再度一時転用を 5 ヶ月間延長する許可申請ということで、何ら問題はないと思われるとのことでした。以上でございます。
議 長	次に、整理番号 54 番と 57 番を 8 番 三寺委員、お願いします。
三寺委員	8 番、三寺です。清兼委員さんの現地確認のとおりでございまして、整理番号 54 番につきまして、問題はないと思われまして。また、整理番号 57 番におきましても同じく、自分も現地を見させていただいておりますが、問題はないと思われまして、よろしく願いいたします。
議 長	次に、整理番号 55 番を 11 番 西端勲委員、お願いします。
西端勲委員	11 番、西端です。整理番号 55 番の住宅建築の案件ですが、生活排水は公共下水道を、給水は上水道を使用します。雨水は道路側溝を利用する計画ですので、何ら問題はないと思っておりますので、よろしくをお願いします。
議 長	次に、整理番号 56 番を 3 番 加藤委員お願いします。
加藤委員	3 番、加藤です。整理番号 56 番ですが、先程の事務局の説明並びに現地を調査されました委員さんの説明のとおりでございまして、敷地内に降った雨水は適正に管理しまして、近くの排水路に流すということで何ら問題はないと思われまして。ご審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	次に、整理番号 58 番を 15 番 田中委員お願いします。
田中委員	15 番、田中です。先程の現地を調査されました清兼委員の説明のとおりでございまして、何ら問題はないと思っておりますので、よろしくをお願いします。
議 長	それでは、皆様のご意見を伺いたいと思っております。 ご意見ございませんでしょうか。
議 長	なければ、お諮りをいたします。 議案第 40 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。
事務局	次に、議案第 41 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 <説 明> 議案第 41 号「現況証明願について」、今月、1 件ございます。 整理番号 8 番、出願人は大阪府寝屋川市打上元町 ○○さんです。場所は丸岡町山崎三ヶ、登記地目畑、面積は 294 m ² です。こちらの方は昭和初期に建築した住宅を平成 28 年に取り壊し、以降、雑種地となり、現在に至っています。 以上、1 件につきましてご審議のほど、お願いいたします。
議 長	この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。 整理番号 8 番を 5 番 清兼委員、お願いします。

清兼委員	5番、清兼です。この案件ですが、平成28年に住宅を取り壊したとありますが、倒壊寸前で集落の人が危険ということで、頼んで取り壊したということです。その後の雑草等の管理は集落の方が行っています。申請地は住宅が建ち並ぶ集落内にありますので、非農地の判断でよろしいかと思えます。ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。 整理番号8番を10番 大川委員でございますが、本日欠席のために事務局から報告をお願いします。
事務局	それでは、大川委員からご意見を頂いておりますので、ご報告させていただきます。現地には昭和初期に建築した住宅が建っていましたが、倒壊する恐れがあることから平成28年9月頃に取り壊し、現在に至ったとのことで、農地とは判断しかねると思われるとのことでした。以上でございます。
議 長	それでは、本議案に対するご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。
議 長	なければ、お諮りします。 議案第41号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第41号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第43号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の2議案を関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<説 明> 議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」、併せて議案第43号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」、説明させていただきます。 今回、利用権設定を受ける者、借り手側は14名、設定をする者、いわゆる貸し手側は24名となっております。利用権設定面積は（1）賃貸借の部、田の新規計26筆、28,511㎡、田の更新が計42筆、66,761㎡、畑の新規計3筆、5,161㎡、畑の更新がゼロ、以上より田畑合わせまして計71筆、100,433㎡です。 次に、使用貸借権の部、田が計13筆、15,469㎡、畑がゼロ、以上より田畑合わせまして計13筆、15,469㎡です。 今月は所有権移転が1件ございます。整理番号1番、所有権を移転する者は、坂井町福島 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、坂井町福島 ○○さんです。申請地は坂井町福島、畑、2筆、合計面積233㎡です。 以上、ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	本議案に対するご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
三寺委員	8番、三寺です。所有権移転のときの対価の支払方法が現金と記されていますが、口座振替等でなくてもいいのですか。
農業振興課	あくまで個人間のやり取りなので、現金でも振込みでもどちらでも可能となります。
三寺委員	はい、わかりました。

議 長 その他に、ご意見ございませんでしょうか。

議 長 なければ、お諮りします。
議案第 42 号及び議案第 43 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 ご異議がないと認めます。
議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 43 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

 次に、報告第 8 号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局 <説 明> 報告第 8 号「事業計画届出の報告について」、今月 1 件です。
 受付番号 702 番、事業者は東京都港区東新橋一丁目 ソフトバンク(株)、場所は春江町藤鷲塚、畑、158 m²のうち 2.25 m²に対しまして、携帯電話用無線基地局を設置する事業計画が出てきております。
 以上 1 件、報告となります。

議 長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後 3 時 1 5 分 議事終了)